新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業に関するFAQ（医療機関向け）　令和５年度接種

R5.12.15

質問内容	回　答
対象期間はいつからいつまでか？	令和５年５月１日から令和５年７月２日まで、令和５年７月３日から令和５年９月３日まで、令和５年９月４日から令和５年11月５日まで、令和５年11月６日から令和５年12月31日まで、令和６年１月１日から令和６年３月３日までの個別接種が対象です。 （R5.12.15追加）
「診療所における取組」で、支援内容に変更はあったのか？	①令和５年４月から、１日50回以上の接種を行った場合の支援（10万円/日）⇒ **廃止** ②週150回以上の接種を行った場合の支援（＋3,000円/回）⇒ **廃止** ③週100回以上の接種を行った場合の支援（＋2,000円/回）⇒ **明石市で継続**
「病院における取組」で、支援内容に変更はあったのか？	令和５年４月から、**全て廃止されました。**
１週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか？	月曜日から日曜日で算定します 。（令和５年３月までの考え方から変更になりました）
８月の最終週は９月の第１週目を含むこととなるが、算定期間の最終日は、８月末日か？それとも最終週が属する日曜日(９月３日)のいずれか？	~~月の末日である８月31日(木)です。９月１日～３日は含まれません。~~ ９月３日（日）までとなります。（R5.8.17訂正）
本支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制（予約枠）は必要か？	必要です。
本支援における時間外、夜間の定義は？	時間外 ⇒ 実施医療機関の標榜する診療時間以外の時間の予約枠 夜　間 ⇒ 18時以降の予約枠（医療機関の標榜する診療時間に関わらない） ※診療時間内に予定していた接種（予約枠）がずれ込み、偶発的に時間外、夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当しません。
本支援における休日の定義は？	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。 ※土曜日については、医療機関の診療日に関わらず休日として取り扱います。 ※12月29日～令和６年１月３日については休日として取り扱います。（R5.12.15変更）
週100回以上の接種を行った週が4週以上ある場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるのか？	100回以上達成できなかった週は、対象となりません。
週100回以上の接種を行った場合、その週の全ての接種が対象となるのか？（100回を超えた分のみ対象なるのか？）	全ての接種が対象となります。

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業に関するFAQ（医療機関向け）　令和5年度接種

R5.12.15

質問内容	回　答
明石市民以外に接種した場合、接種回数に含めてよいか？	接種回数に含めます。なお、明石市民以外の接種者については、「市外接種者リスト」を提出いただく必要があります。（※接種費用本体及び時間外・休日加算については、これまでと同様に国保連合会にご請求ください。）
予診のみで接種できなかった場合、接種回数に含めてよいか？	『予診のみ』の場合は、接種していないので、実績には含まれません。
高齢者以外の者に接種した実績も加算対象となるのか？	対象となります。
提出期限の時点で予診票が提出できていない場合、接種回数に含めてよいか？	予診票の提出済みの件数ではなく、実際に接種した件数で報告してください。なお、報告件数とVRSの登録件数に著しい不合理があった場合は医療機関に状況をお伺いする場合があります。（※接種費用および時間外・休日加算の請求には予診票の提出が必要となります。）
接種回数には、医療従事者、高齢者、基礎疾患ありを問わず、すべての接種が対象になるのか？	対象となります。
接種実績に、「巡回接種」による回数も含めて構わないか？	個別接種であれば巡回接種も対象となります。
週100回以上を4週以上というのは、連続した4週間ということか？	期間内の合計の週数で計算します。（連続している必要はありません。）
週100回以上の接種を4週行った。4週のうち、時間外、夜間または休日には接種体制（予約枠）を設けたのは3週だった。対象となるか？	対象となりません。 週のうち1日以上の時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制（予約枠）を用意したうえで、100回以上の接種を行った週が対象です。
週100回以上の接種を4週以上行った。時間外にも接種体制（予約枠）を設けたが、予約が入らず結果として、時間外での接種は行われなかった。対象となるか？	対象となります。 時間外、夜間に接種体制（予約枠）を用意することが条件であり、接種体制を用意したが予約が入らず、結果的に接種がなかった場合も支援の対象です。
週100回以上の接種数とは、時間外、夜間または休日に行った接種のみ計上するのか？	時間外、夜間に行った接種以外の接種（通常の診療時間内に行った接種）も含めて、計上してください。
市の予約枠では時間外、夜間または休日の予約枠を設定していないが、自院枠では設定をしている。対象となるか。	対象となりますが、その場合は自院枠の設定内容がわかる資料の提出をお願いする場合があります。（自院枠の予約者名簿など）
高齢者施設の嘱託医として施設に出向き、接種を行った場合は、対象となるか？	高齢者施設に出向いて接種した場合、往診もしくは巡回診療（保健所への届出が必要です）となり、対象となります。

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業に関するFAQ（医療機関向け）　令和5年度接種

R5.12.15

質問内容	回　答
支援金が振り込まれる際、通知はあるか？	別途通知しませんので、通帳記帳でご確認ください。入金まで概ね1ヵ月程度要します。
接種費用の時間外・休日加算は、この支援金に重複して請求できるのか。	それぞれの用件を満たす場合はそれぞれ請求が可能です。なお、時間外・休日の考え方は異なるためご留意願います。
支援金は、消費税を含む金額か？	消費税の対象とはなりません。
支援条件を満たさない場合も提出が必要か？	支援条件を満たさない場合は提出は不要です。
申請期限までに申請ができない場合、いつまで受付をしてもらえるのか？	申請期限以降の受付は、一切対応できません。